

第 63 号 近江八幡市特定保健指導未利用者対策強化事業業務委託 説明書

(事業担当課) 子ども健康部 健康推進課
電話 0748-33-4252・ファクス 0748-34-6612
メール 010836@city.omihachiman.lg.jp

1 配布資料 仕様書、質疑回答書

2 委託内容

- (1) 委託名 第 63 号 近江八幡市特定保健指導未利用者対策強化事業業務委託
- (2) 委託場所 近江八幡市 桜宮町
- (3) 委託概要 仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 質疑応答

- (1) 質疑受付 令和 8 年 8 月 18 日 (火) 9:00 から 12:00 (正午) まで
- (2) 受付場所 子ども健康部健康推進課
※質疑は全て添付の質疑回答書様式に記入し、メールに添付のうえ事業担当課に送付すること。
※確認漏れを防ぐため送付した旨を事業担当課に電話にて連絡すること。
※質疑がない場合の連絡は不要とする。
- (3) 質疑回答 令和 8 年 8 月 20 日 (木)
- (4) 回答場所 近江八幡市ホームページ (下記アドレス) により確認すること。

<https://www.city.omihachiman.lg.jp/riyoushabetu/jigyousha/nyusatsu/index.html>

4 前金払 前金払は行わない。

5 部分払 部分払は行わない。

6 その他

- (1) 入札参加については、入札の公平性を期すため疑わしい行為は絶対に行わないこと。
- (2) 業務の内容については、事業担当課の職員と十分協議の上、実施すること。
- (3) 仕様書に記載されていない項目であっても軽微なものについては、協力すること。
- (4) 委託業務の検査完了まで、親切、丁寧に誠意をもって業務を遂行し、必要な協力は惜しまないこと。
- (5) 不当要求を受けたにもかかわらず報告を怠った場合は、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づき、指名停止を行う。